

租税条約の規定による平成 31 年度個人市・県民税の免除に関する届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。

野洲市長 あて

市・県民税の免除を受ける者	氏 名	野洲 太郎		
	個 人 番 号 ※個人番号を有する場合	●●●●●●●●●●●●●●		
	住 所 (居 所)	野洲市小篠原●-●		
	生 年 月 日	平成●●年●●月●●日	年 齢	●●歳
	国 籍	中国	入 国 年 月 日	平成●●年●●月●●日
	在 留 資 格	技能実習1号口	納 税 地	中国
	在 留 期 間	平成●●年●●月●●日～平成●●年●●月●●日		
	入国前の住所	中国○○省○○○○		
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税について、日本国と <u>中華人民共和国</u> との間の租税条約第 ●● 条第 ●● 項により、租税条約に関する届出書を平成 ●● 年 ●● 月 ●● 日に税務署に提出して免除を受けています。			
免除となる所得	支 払 者 名 称	株式会社●●工業		
	支 払 者 所 在 地	野洲市野洲●●-●●		
	契 約 期 間	平成●●年●●月●●日～平成●●年●●月●●日		
	所 得 の 種 類	給与	支 払 金 額	●●●,●●●円
	支 払 方 法	口座振込	支 払 期 日	毎月25日
	職 務 の 内 容	製造業	資 格	技能実習生
納税管理人 ※届出している場合	氏 名			
	住 所			
その他参考となるべき事項				

※添付書類

- ・源泉徴収義務者が税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し(受付印があるもの)
 - ・本人確認書類(個人番号カード、在留カード、パスポート、運転免許証のいずれか一つの写し)
 - ・在学証明書(留学生の場合)
 - ・事業等の修習者であることを証する書類(事業等の修習者である場合)
 - ・交付金等の受領者であることを証する書類(交付金等の受領者である場合)
 - ・雇用契約等の契約書(雇用契約等を締結している場合)
- ※注意事項
- ・提出期限は、毎年3月15日まで(土曜日、日曜日、祝日の場合は翌開庁日)
 - ・上記の項目が記載されていれば、任意の様式でも可能です。
 - ・期限後の免除は受けられません。また、届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられませんので、ご注意ください。